

○桜井宇陀広域連合事業運営委員会規則

平成9年3月31日

規則第14号

改正 平成11年2月25日規則第1号

平成17年12月13日規則第1号

(設置)

第1条 桜井宇陀広域連合事業の実施に関する基本的事項を策定するため、桜井宇陀広域連合事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、桜井宇陀広域連合事務局長（以下「事務局長」という。）、事務局次長及び構成市村の企画担当課長をもって組織する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、事務局長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の定数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、桜井宇陀広域連合事務局で処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年2月25日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月13日規則第1号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。